

三方山水源環境保全委員会規約に係る事務取扱

第1条 関係

三方山水源環境保全委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、旧原告 渡辺貞臣、山口良市及び山口良裕（以下「甲」という。）、旧原告 戸田清、蒲原克衛（田原晃哲）及び山野光治（以下「乙」という。）、旧被告 長崎市（以下「丙」という。）並びに旧被告 長崎三共有機株式会社（以下「丁」という。）（以下「各当事者」という。）においては、委員会規約に係る事務取扱を定めるものとする。

第2条 関係

- 1 委員会は、丁の資力に関する資料を必要とするときは、丁に対して、財務諸表その他の資料の提出を求めることができる。
- 2 平成19年10月16日に新設された観測井戸（「丁作成の『長崎三共有機(株)三方山事業所』産業廃棄物処理施設配置図」中の19-1及び19-2。以下「新設観測井戸」という。）の各新設及び維持に係る費用は、丁が負担する。
- 3 モニタリング
 - (1) 処分場外におけるモニタリング項目は従来のおりであり、そのモニタリングは丙が行い、丙がその費用を負担する。
 - (2) 新設観測井戸のモニタリング項目は、次のとおりであり、そのモニタリングは丁が行い、丁がその費用を負担する。
 - ア 常時（ただし、「新設観測井戸」のうち委員会が選定する1箇所）
 - ・電気伝導率（EC）
 - イ 毎月1回
 - ・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 ・塩化物イオン ・COD
 - ・溶解性鉄・マンガン
 - ウ 6か月に1回
 - ・蒸発残留物 ・大腸菌群数（MPN） ・一般細菌
 - エ 毎年1回
 - ・総水銀 ・鉛 ・カドミウム
 - オ 継続的な濃度上昇が認められる場合
常時モニタリング項目について概ね2週間以上、毎月1回のモニタリング項目について概ね2か月以上、濃度の上昇が認められる場合の措置については、次のとおりとする。
 - (ア) 濃度上昇が認められる観測地点における常時モニタリング項目（電気伝導率）を除く観測項目の測定頻度を2～3倍とする。
 - (イ) 常時モニタリングを行っていない地点であるときは、常時モニタリング項目（電気伝導率）の常時モニタリングを開始する。
 - (3) パイロットプラント集水井、処理水のモニタリングについては、従来のおりとする。

(4) 丁及び丙は、それぞれ、観測結果を委員会に報告するものとし、報告の方法及び頻度については、委員会において検討する。ただし、丁及び丙は、委員の要請を受けたときは、当該委員に対して、直ちに観測結果を報告する。

(5) 丁及び丙は、観測結果を閲覧可能な状態に置き、閲覧を希望する者に対して閲覧させる。

丙は、丙による観測結果をホームページにおいて閲覧可能な状態にすることを検討する。

(6) (1)から(5)までの規定以外の他の地点におけるモニタリングの要否及びモニタリング方法等は、委員会において検討する。

4 処分場への立入り

(1) 委員は、原則として、丁に対し、委員及び補助者の氏名、立入りの日時を前日までに通告した上で、処分場へ立ち入ることができる。ただし、緊急の必要があるときは、丁に対する事前の通告をすることなく立ち入ることができる（この場合でも、委員は、立ち入ろうとする日時の30分前までに、委員及び補助者の氏名、立入りの日時を連絡するように配慮する。）。

(2) 委員は、(1)の規定により立ち入った場合、必要な検査をし又は試験の用に供するのに必要な限度において、これを丁に示したうえ、無償で試料を採取することができる。

委員は、検査又は試料の採取のため処分場内に大型機械を搬入する必要があるときは、事前に委員会の決定を得なければならない。ただし、緊急の必要があり、委員会の招集を待つ時間的余裕がないときは、委員長の許可をもって足りる。

(3) 委員が処分場へ立ち入るときは、委員の責任において、3名以内の補助者を同行することができる。委員が、3名を超える補助者を同行する必要があるときは、補助者を同行することについてあらかじめ委員長の承諾を得なければならない。ただし、(1)ただし書の規定により立ち入る場合で、委員長の承諾をあらかじめ得ることができない場合には、委員は、速やかに、立ち会わせたい補助者の氏名及び住所を委員長に報告し、その承認を求めなければならない。

(4) 委員及び補助者が処分場へ立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(5) 委員は、処分場に立ち入った場合及び検査し及び試料を採取した場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

第7条関係

1 委員会は、6か月に1回程度の割合で開催することとし、具体的な日時は委員会において決定する。

2 委員長は、委員3名以上から、会議の目的である事項を示して会議の招集の請求があった場合は、会議を招集しなければならない。この場合において、委員長がその請求があった日から1週間以内に、当該日から3週間以内の日を定めて会議を招集しないときは、会議の招集を請求した委員は、会議を招集することができる。

3 委員は、委員長があらかじめやむを得ない事由により出席できないと認めた場合、出席に代えてメール、ファクシミリ等により意見を述べることができる。

- 4 委員会の議事はその要旨を記録する。その際、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは記録しない。委員会の議事録の公開は、長崎市情報公開条例による。

第8条関係

- 1 委員とならなかった各当事者は、委員会の会議に立ち会うことができ、委員長の許可を得て意見を述べることができる。
- 2 前記1以外の者のほかにも、委員会が認める者を委員会に参加させることができる。この場合、参加者は、委員長の許可を得て意見を述べるができる。

第10条関係

委員会の開催場所の確保、議事録の作成及び保管は丙が行い、その費用は丙が負担する。

第13条関係

- 1 委員のうち、各当事者の旅費及び日当は支給しない。
- 2 委員のうち、各当事者の推薦により就任した委員の旅費及び日当は、当該委員を推薦した各当事者が負担する。

第14条関係

委員会の設置期限を令和8年3月31日とし、設置期限満了後の存続の要否は委員会が決する。なお、委員会にて解散の議決がなされた場合は、設置期限を待たずして本委員会を解散することができる。

この事務取扱は、平成20年5月28日から施行する。

この事務取扱は、平成25年7月2日から施行する。

この事務取扱は、平成27年5月15日から施行する。

この事務取扱は、平成29年4月1日から施行する。

この事務取扱は、平成31年4月1日から施行する。

この事務取扱は、令和元年9月27日から施行する。

この事務取扱は、令和3年4月1日から施行する。